

重要事項説明書 《介護保険（介護予防訪問看護を含む）及び医療保険》

〈2026年6月現在〉

1 事業目的と運営方針

訪問看護ステーション右京医師会は、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

- (1) 一般社団法人右京医師会が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- (2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。
- (3) ステーションは事業の運営にあたって、京都市、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

【介護保険・医療保険共通事項】

2 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人右京医師会
代表者氏名	会長 松木 正人
所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒615-0902 京都市右京区梅津神田町 57 番地 TEL :075-872-9850 FAX :075-882-5212

3 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション右京医師会
事業者番号	介護保険指定番号 2660790045 医療保険ステーションコード 07. 9004. 5 京都府
事業所所在地	〒615-0902 京都市右京区梅津神田町 57 番地
連絡先 相談担当者氏名	TEL :075-872-1010 FAX:075-872-1843 管理者 藤澤 泉利
事業所の通常の事業の実施地域	京都市右京区内（右京区京北を除く）

(2) 営業時間帯

月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
事業所の営業日	月曜日～金曜日
事業所の休業日	土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名		訪問看護	1名
看護師	看護師	6名	1名	訪問看護	7名
准看護師	准看護師	1名		訪問看護	1名
事務職員	医療事務・介護事務	1名		介護保険請求	1名

4 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

具体的な訪問看護の内容

- ① 病状の観察
- ② 床ずれの予防及び処置
- ③ 体位変換、食事、排泄の介助
- ④ 入浴、清拭、洗髪の介助
- ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理
- ⑥ リハビリテーションの指導
- ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供
- ⑧ 家族・介護者の看護に関する相談や指導
- ⑨ 介護や福祉制度の相談
- ⑩ その他主治医の指示に基づく必要な看護
- ⑪ その他サービス（療養相談・助言・その他）

(2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

(3) サービス利用上の禁止行為

利用者又は家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問

- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと

5 利用料金

【介護保険】

<基本利用料>

(1) 訪問看護利用料 (利用者負担 1 割) (単位: 円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時	深夜 22 時～ 早朝 6 時
20 分未満	314	336	421	504
20 分以上 30 分未満	471	504	631	757
30 分以上 1 時間未満	823	881	1,101	1,322
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	1,207	1,509	1,811

* 単位数欄は金額ではなく、サービス毎の単位を示しています。

* 京都市では 1 単位が 10.7 円となります。

(2) 訪問看護利用料 (利用者負担 2 割) (単位: 円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時	深夜 22 時～ 早朝 6 時
20 分未満	314	672	841	1,008
20 分以上 30 分未満	471	1,008	1,261	1,513
30 分以上 1 時間未満	823	1,762	2,202	2,643
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	2,414	3,018	3,621

(3) 訪問看護利用料 (利用者負担 3 割) (単位: 円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時	深夜 22 時～ 早朝 6 時
20 分未満	314	1,008	1,262	1,512
20 分以上 30 分未満	471	1,512	1,891	2,270
30 分以上 1 時間未満	823	2,642	3,303	3,965
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	3,621	4,527	5,432

(4) 予防訪問看護利用料 (利用者負担 1 割) (単位:円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～ 8 時	深夜 22 時～
			夜間 18 時～22 時	早朝 6 時
20分未満	303	325	406	487
20分以上30分未満	451	483	604	725
30分以上1時間未満	794	850	1,063	1,275
1時間以上1時間30分未満	1,090	1,167	1,459	1,750

(5) 予防訪問看護利用料 (利用者負担 2 割) (単位:円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～ 8 時	深夜 22 時～
			夜間 18 時～22 時	早朝 6 時
20分未満	303	649	811	974
20分以上30分未満	451	965	1,207	1,449
30分以上1時間未満	794	1,699	2,125	2,549
1時間以上1時間30分未満	1,090	2,333	2,917	3,499

(6) 予防訪問看護利用料 (利用者負担 3 割) (単位:円)

	単位数	基本料金	早朝 6 時～ 8 時	深夜 22 時～
			夜間 18 時～22 時	早朝 6 時
20分未満	303	973	1,217	1,461
20分以上30分未満	451	1,448	1,811	2,173
30分以上1時間未満	794	2,549	3,188	3,823
1時間以上1時間30分未満	1,090	3,499	4,376	5,249

* 1 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

* 2 上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。

* 准看護師の場合は、上記料金が 9 割になります。

<加算料金>

(7) その他のサービスの加算料金 (単位:円)

項目	単位数	基本料金			内容
		1 割	2 割	3 割	
初回加算 (I) (初回月のみ)	350	375	749	1,124	退院した日に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合に算定する。
初回加算 (II) (初回月のみ)	300	321	642	963	退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に算定する。

サービス提供体制加算 (Ⅰ)	6	7	13	20	勤務年数 7 年以上の看護師を 30% 以上配置し、計画的な研修を実施している場合に算定する。
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	3	4	7	10	勤務年数 3 年以上の看護師を 30% 以上配置し、計画的な研修を実施している場合に算定する。
退院時共同指導加算 (1 回又は 2 回)	600	642	1,284	1,926	退院、退所にあたり医療機関若しくは保健施設の主治医、職員と共同して在宅での指導を行い、内容を提供した場合に算定する。但し、初回加算を算定する場合は除く。
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) (1 月につき)	600	642	1,284	1,926	利用者様の同意を得て 2 4 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して 1 ヶ月に 1 回算定する。
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,500	2,675	5,350	8,025	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケア（ターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）を行った場合に算定する。
特別管理加算（Ⅰ）	500	535	1,070	1,605	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。
特別管理加算（Ⅱ）	250	268	535	803	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療養法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥創の状態。点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態にある者。

複数名訪問看護加算（Ⅰ）					
30分未満	254	272	544	816	1人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が2人以上で看護を行った場合に算定する。
30分以上	402	431	861	1,291	
複数名訪問看護加算（Ⅱ）					
30分未満	201	215	430	645	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定する。
30分以上	317	340	679	1,018	
看護・介護職員連携強化加算	250	268	535	803	介護事業所と連携し、痰の吸引などで介護職員に対する助言等の支援を行った場合に算定する。
長時間訪問看護加算	300	321	642	963	特別な管理を必要とする利用者（特別管理加算Ⅰ・Ⅱ）に対し、1時間30分以上の訪問看護を行った場合に算定する。

（8）介護職員等処遇改善加算

看護職員等の人材確保のため処遇改善を行う場合に算定するもので、利用当月の介護報酬総単位数の1.8%が加算されます。

利用料については、利用される回数、時間に応じ異なりますが、月4回で緊急訪問加算ありの場合は次のとおりとなります。

利用料	負担区分	訪問看護 1回 30分未満	訪問看護 1回 30分以上 60分未満
	1割負担	約 48 円	約 75 円
	2割負担	約 96 円	約 150 円
	3割負担	約 144 円	約 225 円

（9）その他の利用料について

①長時間訪問の料金について（実費自己負担になります）

訪問提供時間帯		単 位	金 額
営業時間内で90分を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の時）平日	9:00～17:00	30分毎	2,000円
休日、時間外の訪問	上記以外	30分毎	2,500円

②死後の処置料

死後の処置料	10,000円
--------	---------

* 上記①、②の利用料とは別に消費税をいただきます。

（10）交通費は必要ありません。

（11）利用予定日の午前9時までに連絡なくサービス提供をキャンセルした場合、キャンセル料をいただきます。（キャンセル料はキャンセルした1回の訪問に係る料金）

（12）料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日頃までに請求書を発行いたしますので、指定の口座から（ゆうちょ銀行は20日、銀行は27日）引き落とさせていただきますので前日までにご入金をお願いします。なお、引き落としに係る手数料は当方が負担します。

〔医療保険〕

(1) 利用者の医療保険負担区分別 (各種健康保険等の場合) (単位:円)

<管理療養費>

	1 割	2 割	3 割
毎月1日目の訪問	767	1,534	2,301
毎月2日目以降の訪問	300	600	900

<基本療養費>

訪問看護基本療養費 I (1日につき)	1 割	2 割	3 割
看護師 週3日まで	555	1110	1665
看護師 週4日以降	655	1310	1965
准看護師 週3日まで	505	1010	1515
准看護師 週4日以降	605	1210	1815

<加算料金>

(単位:円)

	1 割	2 割	3 割	内 容
難病等複数回訪問加算				
1日2回訪問	450	900	1,350	
1日3回以上	800	1,600	2,400	
24時間対応体制加算	680	1,360	2,040	利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとっている。
特別管理加算				下記(欄外(2))参照
I	500	1,000	1,500	
II	250	500	750	
退院時共同指導加算	800	1,600	2,400	退院、退所にあたり医療機関若しくは保健施設の主治医、職員と共同して在宅での指導を行い、内容を提供した場合に算定する。
特別管理指導加算	200	400	600	特別管理加算の対象者で、退院時共同指導加算を算定した場合に算定する。
退院支援指導加算	600	1,200	1,800	厚生労働大臣が定める者に該当し、退院日に療養上必要な指導を行った場合に算定する。
長時間指導を行った場合	840	1,680	2,520	
複数名訪問看護加算				対象者 (看護師週1回限り)厚生労働大臣が定める疾病の者又は状態にある者。特別指示書により訪問している者。暴力行為、著しい迷惑行為等が認められる者。
看護師 週1回限り	450	900	1,350	
看護補助者 週3回限り	300	600	900	

				(看護補助者週3回限り) 利用者の身体的理由により1人の看護師では対応困難な者。その他利用者の状態から上記の者に準じる者
緊急訪問看護加算 (1日につき)	265	530	795	定期訪問以外であって、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて在宅支援病院の主治医又は連携している主治医の指示により訪問した場合に算定する。
長時間訪問看護加算 (週1回)	520	1,040	1,560	対象者 厚生労働大臣が定める疾病の者
夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後10時・ 午前6時～午前8時)	210	420	630	
深夜訪問看護加算 (午後10時～午前6時)	420	840	1,260	
在宅患者連携指導加算 (1回/月)	300	600	900	訪問診療をしている医療機関、訪問歯科、訪問薬剤管理指導を行っている薬局と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定する。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (2回/月)	200	400	600	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	5	10	15	電子資格確認等を行う場合に算定する。
訪問看護医療情報連携加算	100	200	300	ICTを用いて記録された診療情報等を活用し、計画的な管理を行った場合に算定する。
訪問看護物価対応料 I 月の初回 月の2回目以降	6 2	12 4	18 6	物価高騰へ対応するために算定する。
ベースアップ評価料 (I)	183	366	549	看護職員等の人材確保のため、処遇改善を行う場合に算定する。

<その他>

(単位:円)

ターミナルケア療養費 I	2,500	5,000	7,500	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定する。
情報提供療養費	150	300	450	

(精神科訪問看護の場合)

(単位:円)

<管理療養費>

	1 割	2 割	3 割
毎月 1 日目の訪問	767	1,534	2,301
毎月 2 日目を以降の訪問	300	600	900

<基本療養費>

精神科訪問看護基本療養費 I (1日につき)	1 割	2 割	3 割
看護師 週 3 日まで (30 分以上)	555	1110	1665
看護師 週 3 日まで (30 分未満)	425	850	1275
看護師 週 4 日以降 (30 分以上)	655	1310	1965
看護師 週 4 日以降 (30 分未満)	510	1020	1530

精神科訪問看護基本療養費 I (1日につき)	1 割	2 割	3 割
准看護師 週 3 日まで (30 分以上)	505	1010	1515
准看護師 週 3 日まで (30 分未満)	387	774	1161
准看護師 週 4 日以降 (30 分以上)	605	1210	1815
准看護師 週 4 日以降 (30 分未満)	472	944	1416

精神科訪問看護基本療養費 IV	1 割	2 割	3 割
入院中の外泊の訪問 ※在宅療養に備えた外泊	850	1,700	2,550

<加算料金>

(単位:円)

	1 割	2 割	3 割	内 容
精神科複数回訪問加算				
1 日 2 回訪問	450	900	1,350	
1 日 3 回以上	800	1,600	2,400	
2 4 時間対応体制加算	680	1,360	2,040	利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとっている。
特別管理加算				下記 (欄外 (2)) 参照
I	500	1,000	1,500	
II	250	500	750	

退院時共同指導加算	800	1,600	2,400	退院、退所にあたり医療機関若しくは保健施設の主治医、職員と共同して在宅での指導を行い、内容を提供した場合に算定する。
特別管理指導加算	200	400	600	特別管理加算の対象者で、退院時共同指導加算を算定した場合に算定する。
退院支援指導加算 長時間指導を行った場合	600 840	1,200 1,680	1,800 2,520	厚生労働大臣が定める者に該当し、退院日に療養上必要な指導を行った場合に算定する。
複数名精神科訪問看護加算 2人目が看護師・作業療法士 1日に1回訪問 1日に2回訪問 1日に3回訪問	450 900 1,450	900 1,800 2,900	1,350 2,700 4,350	精神科訪問看護指示書に「複数名訪問の必要性」が記載されている利用者に対して、同時に複数名の看護師等が訪問看護を行った場合に算定する。
精神科緊急訪問看護加算 (1日につき)	265	530	795	定期訪問以外であって、利用者又は家族等の緊急の求めに応じて在宅支援病院の主治医又は連携している主治医の指示により訪問した場合に算定する。
長時間精神科訪問看護加算 (週1回)	520	1,040	1,560	対象者 特別な管理を必要とする者
夜間・早朝訪問看護加算 (午後6時～午後10時・ 午前6時～午前8時)	210	420	630	
深夜訪問看護加算 (午後10時～午前6時)	420	840	1,260	
在宅患者連携指導加算(1回/月)	300	600	900	訪問診療をしている医療機関、訪問歯科、訪問薬剤管理指導を行っている薬局と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合に算定する。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回/月)	200	400	600	利用者の状態急変や診療方針の変更に伴う、かかりつけ医との会議に基づき、利用者又は家族に療養上必要な指導を行った場合に算定する。
精神科重症患者支援管理連携加算 集中的な支援を必要とする場合 重症患者等	840 580	1,680 1,160	2,520 1,740	

訪問看護医療 DX 情報活用加算	5	10	15	電子資格確認等を行う場合に算定する。
訪問看護医療情報連携加算	100	200	300	ICT を用いて記録された診療情報等を活用し、計画的な管理を行った場合に算定する。
訪問看護物価対応料 I 月の初回	6	12	18	物価高騰へ対応するために算定する。
月の2回目以降	2	4	6	
ベースアップ評価料 (I)	183	366	549	看護職員等の人材確保のため、処遇改善を行う場合に算定する。

<その他>

(単位:円)

ターミナルケア療養費 I	2,500	5,000	7,500	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定する。
情報提供療養費	150	300	450	

(2) 特別管理加算

- I 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- II 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者・真皮を越える褥創の状態にある者・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(3) その他の利用料について

①長時間訪問の料金について (実費自己負担になります)

訪問提供時間帯	単 位	金 額
営業時間内で 90 分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時) 平日	9:00~17:00	30 分毎 2,000 円
休日、時間外の訪問	上記以外	30 分毎 2,500 円

②死後の処置料

死後の処置料	10,000 円
--------	----------

* 上記①、②の利用料とは別に消費税をいただきます。

(4) 交通費は必要ありません。

(5) 利用予定日の午前 9 時までに連絡なくサービス提供をキャンセルした場合、キャンセル料をいただきます。(キャンセル料はキャンセルした 1 回の訪問に係る料金)

(6) 料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日頃までに請求書を発行いたしますので、指定の口座から（ゆうちょ銀行は20日、銀行は27日）引き落とさせていただきますので前日までにご入金をお願いします。なお、引き落としに係る手数料は当方が負担します。

(7) マイナンバーカードへの保険証紐づけについて

現行の医療保険証が令和6年12月より廃止されることが決定され、以後はマイナンバーカードに紐づけされた保険情報を提供していただくこととなります。経過措置が設けられますが、なるべく早期にマイナンバーカードに医療保険証を紐づけしていただきますようお願いいたします。

6 サービスの提供にあたって

【介護保険】

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮して事業者が行ないます。
- (6) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど時間帯が前後することがありますのでご了承ください。尚、15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (7) 振替訪問に関して、担当者や業務の都合上、訪問の大幅な変更をお願いする事がありますのでご了承ください。
- (8) 同行訪問に関して、当事業所では研修や実務評価及び利用者の情報共有を理由に複数名での訪問の依頼をさせていただく事があります。尚、予めご理解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんのでよろしく願いいたします。

【医療保険】

- (1) サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

- (2) 主治医の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮して事業者が行ないます。
- (5) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど時間帯が前後することがありますのでご了承ください。尚、15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。
- (6) 振替訪問に関して、担当者や業務の都合上、訪問の大幅な変更をお願いする事がありますのでご了承ください。
- (7) 同行訪問に関して、当事業所では研修や実務評価及び利用者の情報共有を理由に複数名での訪問の依頼をさせていただく事があります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんのでよろしくお願いいたします。

【介護保険・医療保険共通事項】

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	藤澤 泉利
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを京都市に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- ④ 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業所等との連携

訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービス、または福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14 サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに利用者の確認を、サービス提供の終了時に受けることとします。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適正に保管・管理します)
- (3) 訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- (4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

16 災害時の対応について

訪問先の地域に災害時特別警報又は避難指示が発令された場合、行政の指示に従うこととなるため訪問できません。また、暴風警報等が発令され移動に危険が伴うと判断した場合も訪問できません。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

訪問看護に関する利用者又は家族等からの相談、要望及び苦情の窓口

訪問看護ステーション右京医師会

苦情相談担当者	管理者 藤澤泉利
電話番号	075-872-1010
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

京都市右京区役所

担当課	保健福祉センター健康長寿推進課
電話番号	075-861-1430
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時

京都府国民健康保険団体連合会（介護保険制度のみ）

担当課	介護保険課苦情相談窓口
電話番号	075-354-9090
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時から12時、午後1時から5時

指定訪問看護・介護予防訪問看護（介護保険）及び訪問看護（医療保険）の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

説明者	印
-----	---

事業者	所在地	〒615-0902 京都市右京区梅津神田町 57 番地
	事業者名	一般社団法人右京医師会
	代表者	会長 松木 正人 印

私は、訪問看護ステーション右京医師会から訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。
また、私自身の希望によりサービスの利用を受ける場合は、当該サービスの利用料を支払うことに同意します。

個人情報については、その利用目的により私と家族の個人情報を用いることに同意します。

同意年月日	年 月 日
利用者氏名	印
代理人氏名	印（続柄） _____

緊急時訪問看護利用同意書

【介護保険】

緊急時の訪問看護体制（緊急時訪問看護加算）について説明をおこない、このサービスを提供するとともに、その利用料を算定させていただきます。

	1 割	2 割	3 割
1 か月あたりの利用料	642	1,284	1,926

【医療保険】

当事業所では、電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時（24 時間）対応するとともに、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制をとっているため 24 時間対応体制加算を算定させていただきます。

事業所名 訪問看護ステーション右京医師会

所在地 京都市右京区梅津神田町 57 番地

代表者 一般社団法人右京医師会 会長 松木正人

上記加算算定に同意いたします。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印 (続柄)